

- ・OS等システムソフトウェアの変更に係る統制
- ・システム運用（オペレーション）に係る統制
- ・システム運用自動化システムの変更に係る統制
- ・システムソフトウェア資源へのアクセス管理に係る統制 等

## Appendix 1 海外における内部統制重視の流れ

### (1) 米 国

#### a  AIGの不正会計問題

2005年5月30日、保険を中心とする大手金融グループAIGは、不正会計の修正により純資産が前年比2.7%（金額にして22億6,000万ドル）減少することを公表した。これは、例年よりも大幅に遅れて公表された同社の2004年度版年次報告に記載されたわけだが、同報告はまた、2000年～2003年に遡及して過去の業績を修正したものであった。

同社は米国証券取引委員会（SEC）に提出する書類のなかで、「不相当であるか不相当な業務を含む会計不正」があったことを認め、さらに、同社の内部統制に関するサーベンス・オクスレー法（米国企業改革法、SOX）404条に基づく開示報告書、ならびに大手会計事務所保証意見には、トップレベルの経営環境統制が低レベルであった点が記述された。

SECに提出された報告書によると、同社の内部統制管理の大きな欠陥は、会計事務所に莫大な報酬を支払っているにもかかわらず、極めて強力な権力を握っている経営者に対して十分な監査を実施できなかったことだといえる。こうした内部統制の不備が、結果的に財務の悪化要因となり得ることを、同社のSOX404条報告書は浮彫りにしているのである。

#### b  内部統制不備に係る開示の背景

米国企業改革法（SOX）は、市場の信頼を回復するために、企業に対してさまざまな施策を要請しているが、特に内部統制について規定しているのが、302条と404条である。

302条は、開示書類の正確性に関して経営者の宣誓を求めるものであるが、そのなかには、「開示に係る統制と手続き」および「財務報告に係る内部統

制」に関する経営者の責任が含まれている。

一方404条は、「財務報告に係る内部統制の経営者評価」を規定しており、年次報告書とともに経営者による内部統制結果評価を記載した「財務報告に係る内部統制の評価報告書」を提出することを経営者に要請している。そして、経営者が内部統制を評価した結果、重大な欠陥が発見された場合には、その事実について開示しなければならないとされた。

米国におけるSOX404条の適用は、2004年11月16日以降に終了する事業年度からであったが、すでに多くの企業が自主的に内部統制の評価報告の開示が行われている。

また302条は、財務報告に係る内部統制に重要な影響を与える、またはそのような可能性のある変更について、四半期ごとに開示することを企業に要請していることから、米国企業は、重要な変更を開示する際に、その原因となった不備についても説明を行っている。

#### c 米国企業改革法 (SOX) のキーワード

米国企業改革法を理解するためには、以下の用語の意味を頭に入れておく必要がある。

##### ● 「開示に係る統制と手続き」

開示書類に含まれる財務諸表等の財務情報と、それ以外の非財務情報のすべてを適正に開示するための仕組みのこと。

##### ● 「財務報告に係る内部統制」

開示書類に含まれる財務情報を適正に開示するための仕組みのことであり、開示に係る統制と手続きの一部を構成すると考えられている。

##### ● 「内部統制の不備」

内部統制の目的が達成できない状況のこと。米国企業改革法では、内部統制の不備は、発生可能性と金額的重要性によって、「不備」「重要な不備」「重大な欠陥」の3段階に分類される。404条によって開示が要請されているのは、このうち、金額的影響が最も大きい「重大な欠陥」についてである。

● 図表A1-1 内部統制の不備に関する発生可能性と重要性の関係

		発生可能性	
		可能性が低い	可能性が低いとはいえない
重要性	金額的に重要	内部統制の不備だが、重要な不備ではない	重大な欠陥
	軽微とはいえない (明らかに重要とはいえないが、重要な金額よりも小さい場合)	内部統制の不備だが、重要な不備ではない	重要な不備だが重大な欠陥ではない
	金銭的に軽微 (明らかに重要ではない)	内部統制の不備だが、重要な不備ではない	内部統制の不備だが、重要な不備ではない

なお、日本の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」では、内部統制の不備を、財務報告に与える影響に応じ「重要な欠陥」と「不備」との2段階に区別している。これは、米国の3段階方式が、評価手続きをいっそう複雑なものにしているとの批判をふまえたものであると考えられる。

##### ● 「財務報告に係る内部統制の不備」

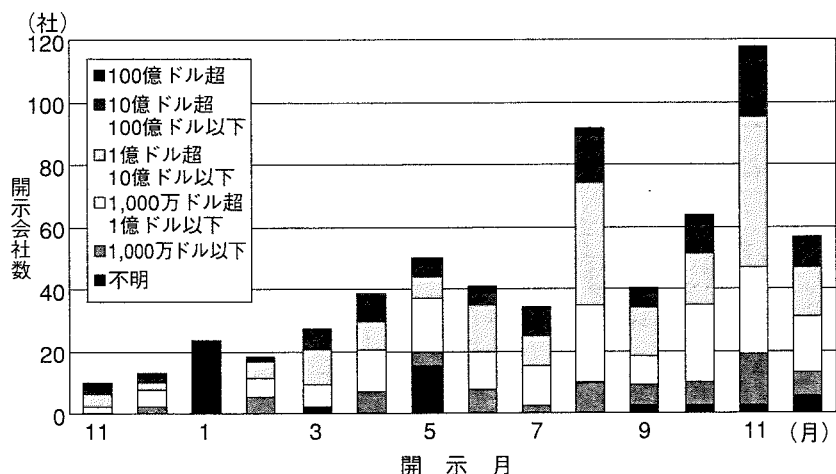
内部統制によって虚偽表示を適時に予防または発見することができない状況のことである。

#### d 米国企業による開示の傾向

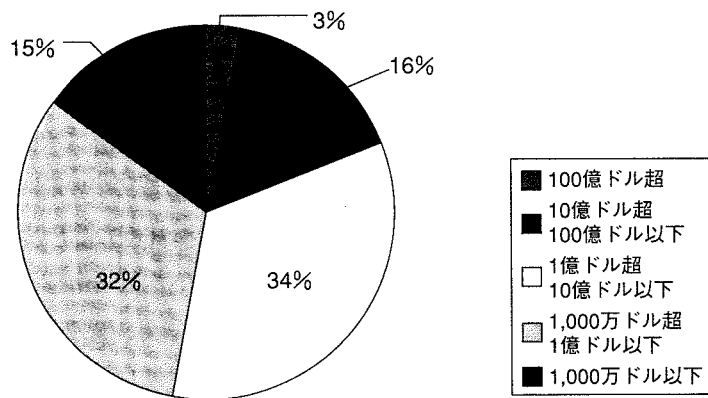
##### ① 全体的な傾向

ファイナンシャル・メディア・ホールディングズグループが発行している「コンプライアンスウィーク」は、2003年11月以降、米国企業がSECに提出した、内部統制に係る事項の開示に関するSOX404条報告書を継続的に調査し、会員企業に対してニュースレターのかたちで情報提供を行っている。これをもとに、内部統制に問題があった場合に米国企業が行う開示の傾向をみてみよう。

● 図表 A1-2 開示会社数の推移 (2003年11月~04年12月)



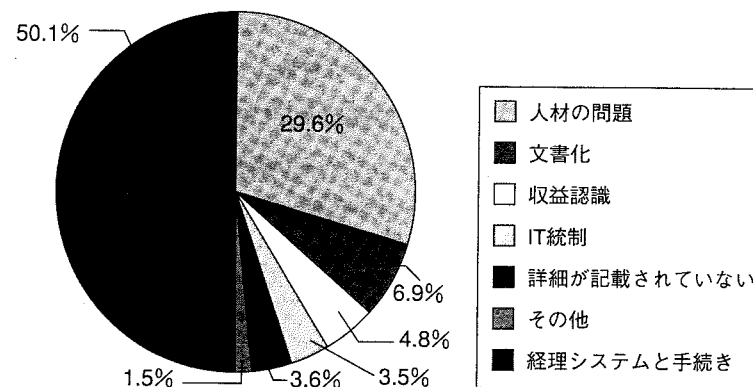
● 図表 A1-3 開示会社の売上高規模別比率 (2004年1月~12月累計)



図表 A1-2、A1-3 が示すとおり、内部統制について開示する企業の数は、2004年度中に急激に増加している。2004年5月、8月、11月に開示企業数が増加しているのは、12月決算の会社の四半期報告書の提出期限に当たるためと考えられる。

また、売上高規模別には、売上高が1,000万ドル超~10億ドル未満が合

● 図表 A1-4 開示頻度の高い内部統制の不備



計66%を占めるが、10億ドル超の企業も19%あり、必ずしも、内部統制に問題を抱えているのは、規模の小さい会社ばかりではないことがわかる。

② 開示内容

注意しなければならないのは、米国企業は必ずしもSOX404条によって開示が要請されている「重大な欠陥」のみを開示しているわけではないということである。重要な不備や単なる不満について記述したり、なかには問題点 (Issues, Problems) といった表現もみれる。重大な欠陥があれば、これを改善するための変更も開示しなければならないことは言うまでもないが、それ以外のさほど重大ではない不備に対処するための変更であっても、経営者が内部統制の重要な変更だと判断すれば、開示が行われているようである。

「コンプライアンスウィーク」は、2004年度に開示された不備のうち、どのような内容の不備を開示しているかについても、分析している。

図表 A1-4 にみるように、開示企業の約半数が、経理システムと手続きに関する不備を開示している。その具体的な内容は、決算プロセス、勘定の調整、在庫プロセスなどに関する問題である。

また、約30%近くの企業が、人材に関連する問題について開示している。

すなわち、不十分な職務分掌、担当者の不足、特定の会計基準に関する知識の欠如、またはこれらに関する研修や監督の問題である。人材に関する問題を開示している企業の多くは小規模な会社である。

このほかには、文書化や収益認識、IT統制などに関する不備が開示されている。IT統制の典型的な不備は、セキュリティとアクセスコントロールについてであるが、バックアップやリカバリーの問題を開示した企業もある。

## (2) E U

2004年3月に公表された「EUにおける法定監査に関する指令案（法定監査指令案）」では、その39条1項において、コーポレート・ガバナンスにかかわる規定として「公益組織（public interest entities）」に対する「監査委員会（audit committee）」の設置を義務づけた。この規定は、EU内企業だけではなく、EUの証券市場を利用している日本企業をはじめ海外の企業にとっても大きな影響を与えた。

さらに、EUは2003年に欧州会社法（EU理事会で採択されたthe Statute for a European Company, Societies Europaea（SE法））現代化のためのアクション・プログラムを策定し、2004年のEU議会及び理事会に提出した。

この勧告の適用対象企業は、上場企業であるが、その適用については、EU加盟各国に立法化するか、「遵守か説明かの方法」と立法との選択肢が認められている。つまり、ラムファルシー勧告（Lamfalussy Report）<sup>(注)</sup>の内容を各国が立法化するか、それとも法律で遵守を義務づけない場合はその理由を説明しなければならない。EU加盟国が「遵守か説明かの方法」を選択した場合は、企業は毎年最低1回は、同勧告のどの部分に従っていないのか、その範囲と理由を明確にして開示する義務を負う。

ただし、いずれを選択した場合でも、米国に近いコーポレート・ガバナンス規制が採用され、①会社から独立した、業務執行を担当しない役員の導入、及び、②委員会（人事・報酬・監査）の設置が義務づけられている。

（注）2007年7月、EU域内の証券市場について、Lamfalussy男爵を座長とする委員会“Committee of Wise Men（賢人委員会）”がEUにおける立法から各国での国内法化までの過程について現状の評価を行い、新たな過程を提案することを、ECから付託された。新たな過程をつくる目的は、EUの証券市場メカニズムが市場の急速な変化に対応し、かつ、各国の規制の統一性と協力を確保することにある。

この要請に応じ、同委員会は2001年2月に報告書“Final Report of the Committee of Wise Men on the Regulation of European Securities Market”（以下「Lamfalussy Report」）をECに提出した。

この枠組みでは、欧州議会、閣僚理事会は具体的な指令・規制の指針を定め、詳細については、提案を受け新規に設立された欧州証券委員会（European Securities Committee：以下「ESC」）とCESRの2つの委員会が関与して具体的な指令・規則を制定する流れとなる。ESCは、ECと各国当局から構成され、証券行政の監督を担当することとなった。

## (3) 英 国

### a 証券取引所の自主規制

英国では、証券取引所の自主規制が実質的なコーポレート・ガバナンスを規制する。具体的には、ロンドン証券取引所の上場規程により、上場会社は財務報告を含む会社全般の内部統制及びリスク・マネジメントに関する経営者の報告書を、年次報告書に添付することが求められている。なお当該報告書には、監査人監査は要求されておらず、監査人は会社が行った記述に対するレビューが求められている。

### b コンバインド・コード

英国では、1990年代にコーポレート・ガバナンスに関する議論が活発に行われた。ハンベル委員会は1998年1月に報告書を公表すると同時に、1992年12月のキャドバリー委員会報告書、1995年7月のグリーンベリー委員会報告書とセットにしたものをロンドン証券取引所に提出した。これを受けてロンドン証券取引所は、1998年6月に、改定した上場規則とコーポレート・ガバナンスに関する『Principle of Good Governance and Code of Best Practice』

(以下「コンバインド・コード」という)を公表した。

コンバインド・コードの13番目の原則(D2)とその付属規則(D2.1、D2.2)は、以下のように取締役会に対して、株主の投資と会社財産の保全のために内部統制を整備し、その有効性を株主に報告することを求めている。

- 原則D2：取締役会は株主の投資と会社の資産を保護するために堅実な内部統制のシステムを維持しなければならない。
- 規則D2.1：取締役は、少なくとも毎年、会社の内部統制システムの有効性のレビューを実施し、それを株主に報告しなければならない。レビューは財務統制(financial control)業務統制(operational control)、コンプライアンス統制(compliance control)、リスク・マネジメントを含むすべての統制をカバーしなければならない。
- 規則D2.2：内部監査がない会社は、常時、内部監査機能の必要性をレビューしなければならない。この規則をめぐっては、内部統制の有効性をどういった方法でレビューすればよいか議論的であった。

その後、非執行取締役や監査委員会への期待が増加するにつれ、両者の役割や十分に機能させるための対応(財務経験の要求など)が求められるようになり、2003年にコンバインド・コードは改訂された。

改訂後のコンバインド・コードは、2003年11月1日以降開始事業年度より適用されており、12月決算企業では2004年12月からこれに従った財務報告が始まっている。

ロンドン証券取引所の上場規則「12.43A項」は上場している英国会社に対して、コンバインド・コードの14原則をどのように適用したか、同原則に付随する規則に全会計期間にわたって準拠したか否か、準拠しなかった規則、あるいは会計期間の一部期間内に準拠しなかった規則がある場合はその旨と理由を、会計監査人の監査を受けたうえで、報告書で公表することを義務づけている。

### c ターンバル・レポート

内部統制の有効性評価の実施に関して、ロンドン証券取引所の依頼を受け

たイングランド・ウェールズ勅許会計士協会は、1999年9月、内部統制の有効性をレビューするための解説書「Internal Control: Guidance for Directors on the Combined Code」を公表した。この解説書は「ターンバル・レポート」と呼ばれ、取締役が次のことを行う場合に従わなければならないものとされている。

- ・コード原則D2がどのように運用されたのかの評価
- ・コード規則D2.1、D2.2の要求の実務への導入
- ・上記事項の年次報告書での開示

この解説書は、内部統制システムが会社の経営目的を達成するために、重要なリスク管理の中心的役割を果たすとしたうえで、取締役会に以下のことを求めている。

- ・会社が直面するリスクの特定・評価に基づいて、内部統制システムを構築すること
- ・内部統制システムが機能していることを常時監視できるシステム(内部監査部など)を設けること
- ・リスクは経営環境の変化などによって変化するので、それに合わせて内部統制システムの有効性をレビューし、必要に応じて改善していくこと

この解説書はまた、コンバインド・コードへの準拠を確実にするというコンプライアンス目的だけでなく、ガイダンスを参考にして適切に内部統制システムを運用し、ビジネスリスクを適切に管理した結果、企業業績が向上するという目的も意図されていた。

しかし、本解説書は、1999年の導入以降、実務への浸透をみたが、その後の米国における企業改革法制定をはじめとする状況の変化が相次いだ。そこで、これまで解説書がどのように活用されてきたか、また所期の目的を果たすために、さらなる改善事項があるかを検討する必要があるとして、FRC(Financial Reporting Council: 英国の企業開示とコーポレート・ガバナンスを監督する独立機関)は、2004年12月、ターンバル・レビューグループ(委員会)を立ち上げ、解説書の見直し作業を開始した。委員会は同月、情報収集のため

内部統制のテストについて、事例を示しながら解説している。第7章では、最近の新しい金融機関のビジネスモデルとして注目されている金融コングロマリットに関し、内部統制の観点から解説を加えている。

第8章では、IT統制の評価及び文書化の具体的方法について、情報システムの目的とIT統制、IT全般統制、ITアプリケーション及びIT依存マニュアル統制について、情報システム監査の専門家が解説している。

さらにAppendixとして、海外における内部統制重視の流れ、さらに2005年11月29日に法務省から公表されたばかりの新会社法関連省令案（〔編集部注〕2006年2月7日公布）について解説を加えた。

お忙しい金融機関の経営幹部の方々には、第1章、第2章ならびに第3章をお読みいただくだけで、内部統制の経営者評価ならびに外部監査制度に関する基本的考え方を理解していただければよい。また、第4章から第6章は、それぞれ、銀行業、証券業、保険業についての解説であるので、関心のある金融業態の章をお読みいただければ十分と考えている。

本書が、金融機関の経営幹部、金融機関の内部統制ならびにリスク管理に携わっている方々をはじめ、内部統制及びリスク管理に興味をお持ちの皆さんにとって少しでもお役に立てれば、出版に携わった一同の望外の喜びである。

弊法人金融機関内閣府令プロジェクト・チームのメンバーである東代表社員・橋上社員・松村社員・南波シニアマネジャー・岩崎シニアマネジャー・近藤マネジャー・碓井マネージャー・横山シニア・吉田シニア・森田職員（金融監査部）、牧野社員・小池シニアマネジャー（金融サービス部）、佐伯マネージャー（大阪事務所）、櫻井シニアマネジャー（国際金融グループ）、水谷ディレクター（システム監査部）には、現業の傍ら企画、執筆、編集に尽力してもらった。この場を借りてお礼申し上げたい。

2005年12月

新日本監査法人 金融部

理事・部門長

代表社員 秋山 正明

## 【執筆者一覧】

第1章 橋上 徹

第2章 小池 敏雄・牧野 明弘

第3章 東 勝次・松村 洋季・南波 秀哉・岩崎 裕男・櫻井雄一郎・

横山 秀光・佐伯 厚仁

第4章 南波 秀哉・岩崎 裕男・佐伯 厚仁・吉田 昭夫

第5章 松村 洋季・櫻井 雄一郎・横山 秀光

第6章 近藤 敏弘・碓井 誠人

第7章 橋上 徹

第8章 水谷 徳二郎

Appendix 1 橋上 徹

Appendix 2 橋上 徹

<b>ま</b>	<b>り</b>
マニュアル統制 ……85、208	リスク・コントロール・マトリ ックス…85、117、123、145、178
<b>み</b>	リスクの特定…42
見積り…72、80、113、140	リスクの評価と対応 ……5、75
<b>も</b>	リスク評価…33、75
網羅性…81、85	<b>る</b>
モニタリング ……6、45、53、77	ルーチン…72、80、113、140
<b>ゆ</b>	<b>れ</b>
有価証券報告書等の虚偽記載 …16、20、23	例外事項 ……100
有価証券報告書等の適正性に関 する報告書 ……2	<b>ろ</b>
<b>よ</b>	ロンドン証券取引所 ……221
予防的統制…86、94、97	

## 金融機関の内部統制

——評価と文書化手続きのすべて

平成18年3月17日 第1刷発行

平成18年4月14日 第2刷発行

著 者 新日本監査法人 金融部

発 行 者 倉 田 勲

印 刷 所 三美印刷株式会社

〒160-8520 東京都新宿区南元町19

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

編 集 部 TEL 03(3355)2251 FAX 03(3357)7416

販 売 株式会社 きんざい

販売受付 TEL 03(3358)2891 FAX 03(3358)0037

URL <http://www.kinzai.jp/>

・本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写・複製・転載すること、および磁気  
または光記録媒体・コンピュータネットワーク上へ入力することは、法律で認め  
られた場合を除き、著者および出版社の権利の侵害となります。

・落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

ISBN4-322-10840-7